

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

| 事業名 | 伝統文化活用事業 | 細事業名 | 資料館展示事業 | 新継区分 | 継 続 | |
|-----------------|---|---------------------|-----------------|---|--|-------|
| 総合振興計画 の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 博物館法 | | | |
| | 5 伝統文化を継承する | | 南丹市立文化博物館条例 | | | |
| | (2)歴史文化遺産の周知と活用 | | 南丹市郷土資料館条例 | | | |
| 事業実施期間 | 平成 20 年度 ～ 平成 22 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 博物館・資料館は市内の歴史・文化・民俗・自然等に関する資料を収集し、保管・展示して教育的配慮の下に広く市民の利用に供することを目的とするが、市域が広く、調査員も限られていることから、悉皆的な調査が行えていない。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成 20 年度 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施 | ◆文化博物館 春(絵画展)夏(妖怪展)秋(南丹市の文化財展)を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。 | 7,690 |
| 具体的な実施内容 | 南丹市内の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示する。 | | 平成 21 年度 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。 | 8,537 |
| 事業の目的 | 失われつつある南丹市内の文化と歴史を南丹市民を含め広く内外に広める。 | | 平成 22 年度 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。 | 7,937 |
| 事業の効果 | 地域の歴史文化の理解に欠くことのできない、歴史的・文化的遺産を保存し、次世代に継承することにより、住民の郷土への関心と愛着を醸成し、まちづくりに寄与することができる。 | | | | | |